

## 第三次総合計画及び総合戦略策定業務 仕様書

### 1. 業務名

第三次総合計画及び総合戦略策定業務

### 2. 目的

本業務は、本市の市政運営の指針となる葛城市第二次総合計画（以下、「現行計画」）が令和8年度末をもって計画期間が終了することから、葛城市第三次総合計画（以下、「総合計画」）を策定する。

また、「第二期葛城市総合戦略（以下、「現行戦略」）についても、令和8年度末をもって計画期間が終了することから、第三期葛城市総合戦略（以下、「総合戦略」）を策定する。策定にあたっては、総合計画と総合戦略の一体的な推進を図ることとする。

については、上記業務について、豊富な経験、高い専門知識を有し、効率的かつ効果的に策定の支援を実施できる事業者にも本策定業務の支援を委託するものである。

### 3. 業務内容

本業務については、計画策定の目的・内容を理解し、本市の特性・課題を踏まえ、下記の業務を履行し得る十分な体制を整えるとともに、別紙3「第三次総合計画及び総合戦略 策定業務 スケジュール（案）」を参考にしながら、効率性・実効性を有した事業実施スケジュールを適正に示した上で実施するものとする。

#### （1）基礎調査・現状分析＜令和7年度想定＞

本市及び国・県等のまちづくり関連資料（各種計画書等）を収集・分析すると共に、現況基礎データを収集・整理し、計画案及び市の概要資料の策定の基礎とする。必要に応じて各担当課に向けたシート調査を実施し、とりまとめ等の支援を行う。

※将来の方向性等が示された国・県等の最新情報や、本市が政策的に推進している取組（施政方針等）にも留意の上収集・分析を行う。

【別紙Ⅰ】

(2) 現行計画等の進捗状況の確認<令和7年度想定>

現行計画等の施策毎に達成度を評価するために、施策進捗管理等の評価資料を確認し、調査結果の検証等を支援し、計画案への反映を行う。

①現行計画

現行計画の施策、目標指標等の進捗・達成状況等を把握し、その効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。

②現行戦略

現行戦略の具体的な取組の進捗状況やKPI（重要業績評価指標）等の達成状況について把握し、それぞれの効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。

(3) アンケート調査の実施<令和7年度想定>

市民の意見や要望を計画へ反映させるため、下記のとおりアンケート調査を実施する。

調査項目は、市と協議の上作成する。ただし、「葛城市都市計画マスタープラン」策定に伴う調査項目を一部追加するものとし、その内容については市から別途指示する。

集計したデータは、容易にデータ加工できる形式(Excel等)で提出すること。

①市内在住者（郵送）

対象：無作為による抽出した市内在住者 3,000 人

方法：紙でアンケートを郵送し、回答は紙と Web で行う。

〈受託者〉調査票の作成及び封筒の印刷、封入、発送事務、回収（督促はなし）、集計・分析

〈市〉調査対象者の抽出

②市内在住者（Web）

対象：上記①に該当しない市内在住者

方法：市ホームページにて Web アンケート調査を実施する。調査内容は上記①と同じ内容とする。

〈受託者〉集計・分析

〈市〉アンケートの周知

③市内の中学生

対象：市内の中学生生徒 約 1,100 人（全学年）

方法：生徒に配布しているタブレットを使い、Web アンケートの配布及び回答を行う。

【別紙Ⅰ】

〈受託者〉調査票の作成及び集計・分析

〈市〉アンケートの配布

（４）住民参加会議の実施支援〈令和７年度・令和８年度想定〉

住民参画の一環として、まちの将来像を住民と共に考えるため、下記のとおり市政フォーラム（タウンミーティング）を行う。

対象：市内の４４地区

回数：４４回

〈受託者〉資料作成及び議事録要旨の作成（音声データは市から提供する）

〈市〉４４地区との調整及び会場準備、司会進行

（５）人口ビジョンの素案及び案の作成〈令和７年度及び令和８年度想定〉

内閣府の「地方人口ビジョンの策定のための手引き」を参考に、類似団体・近隣市町の状況などを踏まえ、国勢調査の結果やこれまでの葛城市人口ビジョンと人口動向と比較分析することで、専門的な見地から人口ビジョンの作成を行う。また、市内の４４地区について、人口増減率等の分析調査を行う。

（６）総合計画及び総合戦略の素案及び案の作成〈令和７年度・令和８年度想定〉

下記の点を踏まえて、作成を行う。

- ・総合計画及び総合戦略策定審議会や議会等での審議内容、パブリックコメントでの意見を踏まえた構成・内容とすること。
- ・現行計画の進行管理の総括、課題等の分析を踏まえた構成・内容とすること。
- ・分野を越えた連携を促進し、将来都市像実現に向けて、効果的に推進できる体系の再編等を行い、施策分類を提案するとともに、施策をSDGsのターゲットと関連付けること。
- ・進行管理においても効果的にPDCAサイクルを回すことができるような仕組みとなるよう検討・提案を行うこと。
- ・分野ごとの指標の設定等、構成内容の具体的な提案を行うこと。
- ・総合計画と総合戦略を一体的に推進することを想定しているため、構成の提案、関係性の整理等を行うこと。

（７）総合計画及び総合戦略策定審議会等の運営支援〈令和７年度・令和８年度〉

①総合計画及び総合戦略策定審議会

回数：６回程度

【別紙Ⅰ】

〈受託者〉企画提案及び資料作成、議事録要旨の作成等  
〈市〉委員との調整及び会場準備、司会進行

②総合計画及び総合戦略評価審議会

回数：1回程度

〈受託者〉企画提案及び資料作成、議事録要旨の作成等  
〈市〉委員との調整及び会場準備、司会進行

③総合計画及び総合戦略策定本部会議、検討部会

回数：年数回

〈受託者〉企画提案及び資料作成、議事録要旨の作成等（音声データは市から提供する）  
〈市〉委員との調整及び会場準備、司会進行

（８）パブリック・コメントの実施支援〈令和８年度想定〉

次期計画の案がほぼ確定した段階で行うパブリック・コメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

（９）市の概要資料の作成〈令和８年度想定〉

平成26年10月に作成した「奈良県葛城市 市勢要覧 資料編2014」を参考に、市の概要資料の作成を行う。

（10）打ち合わせ協議〈令和7年度・令和8年度〉

受託者は、同席した会議、協議、打ち合わせ等について議事録要旨を作成する。

#### 4. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

（令和7年度から令和8年度までの2か年の継続事業）

なお、令和8年度予算は債務負担行為を設定しております。

## 【別紙Ⅰ】

### 5. 成果品

成果品は、原則、電子データ（本市指定のファイル形式）にて提出することとするが、「＜令和8年度成果品＞（5）総合計画及び総合戦略、人口ビジョンの本編及び概要版」については、下記のとおりとする。

なお、電子データ一式は、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したCD-R または DVD-R で正副各1部提出するものとする。

詳細については本市と受託者が協議の上で決定するものとする。

#### ＜令和7年度成果品＞

- (1) 基礎調査、現状分析等の検証結果報告書
- (2) 現総合計画・現総合戦略の検証結果報告書
- (3) アンケート調査の入力データ及び分析結果報告書
- (4) 総合計画及び総合戦略、人口ビジョンの素案
- (5) 各種会議等の資料（会議資料、議事録、会議報告書等）
- (6) 令和7年度業務報告書
- (7) その他、本市の求めにより業務上作成した資料等

#### ＜令和8年度成果品＞

- (1) 各種会議等の資料（会議資料、議事録、会議報告書等）
- (2) 総合計画及び総合戦略、人口ビジョンの案
- (3) 総合計画及び総合戦略、人口ビジョンの本編及び概要版の原案
- (4) パブリック・コメント実施に関する報告書
- (5) 総合計画及び総合戦略、人口ビジョンの本編及び概要版

※計画書等のデザインは、利用者が読みやすく、わかりやすい工夫をすること。

#### 【冊子】

（本編）100部（A4判、フルカラー）

※今後、計画等に変更があった場合、容易に差し替えができるように、A4ファイルで綴じ、表紙・背表紙は計画名がわかるようにすること。

（概要版）100部（A4判、フルカラー）

#### 【電子データ】

- ①印刷製本発注用（印刷業者にそのまま渡すことができるもの）とホームページ掲載用のPDFデータ
- ②編集可能な形式のデータ

【別紙Ⅰ】

- (6) 市の概要資料のデータ一式
- (7) 令和8年度業務報告書
- (8) その他、本市の求めにより業務上作成した資料等

\*成果品の納入先は、葛城市企画政策課とする。

成果品に関する著作権等すべての権利は、本市に帰属するものとし、本市の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。なお、本市へ提出されたグラフ等については、以後、本市が使用するにあたり、支障のないものとする。

## 6. その他

- ①委託を受けた業務については、業務を一括して第三者に譲渡してはならない。
- ②業務に関しては、委託者と緊密な連携を保ち業務を円滑に進めるため、進捗状況に応じて逐次連絡調整を行わなければならない。
- ③業務遂行に当たり個人情報取り扱いに十分留意し、漏洩の無いような実施体制を整えなければならない。また、業務遂行に当たり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- ④受託者は、本業務において委託者が貸与する資料について、その重要性を認識し、良識ある判断に基づき資料の破損・滅失・盗難等の事故がないように取り扱わなければならない。
- ⑤成果品に第三者が権利を保有する文章等を使用する場合には、受託者の負担により受託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥本業務の実施にあたっては、本仕様書、その他関係法令及び通達等を遵守するものとする。
- ⑦この他、本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議する。